

「介護の仕事魅力発信事業」業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 概要

佐賀の介護現場への介護人材の参入を促進することを目的に、県内の学生や県民の方に対して、介護の仕事についての理解促進、イメージアップに資する情報発信事業を実施する。

については、企画コンペ方式により「介護の仕事魅力発信事業」に係る企画及び運営等業務について意欲のある事業者を募集する。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

介護の仕事魅力発信事業業務

(2) 業務の内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 予算額

26,001千円(消費税及び地方消費税額含む)

3 参加者の資格要件

本業務委託に係る企画コンペの参加者は、法人又は法人以外の団体とし、次の要件を全て満たす者とする。なお、(6)の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 緊急の打ち合わせ等が必要なときに、迅速に対応できる体制を整えていること。
- (2) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や、入札等で不正行為を行った者)でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きを行っていないこと。
- (5) 佐賀県物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領(平成16年4月30日施行)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。

4 企画コンペに係るスケジュール(予定)

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 公募開始(県ホームページ) | 令和2年6月22日(月) |
| (2) 事前説明会への参加申込締切 | 令和2年6月29日(月)17時 |
| (3) 事前説明会 | 令和2年7月1日(水) |
| (4) 企画コンペ参加申込書提出期限 | 令和2年7月15日(水)17時 |
| (5) 企画関係書類提出期限 | 令和2年7月17日(金)17時 |
| (6) 企画コンペ(プレゼンテーション・審査会) | 令和2年7月22日(水) |
| (7) 委託先決定 | 令和2年7月28日(火)までの間 |

5 企画コンペに係る事前説明会の開催

- (1) 日時: 令和2年7月1日(水)14時~
- (2) 場所: 佐賀県庁 新館11階 4号会議室
- (3) 参加申込
- ア 提出書類: 事前説明会参加申込書(様式1)
 - イ 提出期限: 令和2年6月29日(月)17時
 - ウ 提出先: 佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 介護指導担当
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
電話: 0952-25-7105 FAX: 0952-25-7265
E-Mail: tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp
 - エ 提出方法: 持参、郵送、FAX 又は電子メール
 - オ その他: 事前説明会への出欠は当該企画コンペへの参加に影響しないこととする。

6 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期限: 令和2年7月10日(金)17時
- (2) 受付場所: 上記5(3)ウに同じ
- (3) 質問・回答方法
- ア 質問は、FAX または電子メールでのみ受け付ける。質問の際は、質問書(様式5)を利用すること。なお、送信後に担当部局に質問書が到達したことを確認すること。
 - イ 受付期限内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、必要に応じて参加者全員に電子メールにて周知する。

7 提出書類等

- (1) 提出書類及び提出期限
- ア 企画コンペ参加申込み
 - (ア) 提出期限: 令和2年7月15日(水)17時
 - (イ) 提出書類: 企画コンペ参加申込書(様式2)
業務実績書(様式3)
誓約書(様式4)

イ 企画提案書

(ア) 提出期限：令和2年7月17日(金) 17時

(イ) 提出書類： 企画提案書... 8部

見積書... 8部

会社概要(パンフレット等)... 8部

(ウ) 企画提案の内容

・提案書の内容は、下記の内容を含むものとする。

本事業を実施するにあたって提案者が考える事業コンセプト

提案者が考える介護の仕事の魅力

委託仕様書に定める業務(1)~(3)それぞれに関する企画案

業務ごとの企画提案に必ず盛り込むべき要素は、委託仕様書を参照

業務実施スケジュール

業務実施体制(業務実施体系図、責任者等の明記)

(エ) 見積書作成上の注意

・見積書は、見積額(税込)及びその明細について記載すること。

(オ) 企画提案書等の取扱い

・提出された企画提案書等は返却しない。

・企画提案書の受領後、企画コンペ実施者が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。

(2) 提出方法：郵送又は持参

(3) 提出先：上記5(3)ウに同じ

8 プレゼンテーションの開催

(1) 開催日程：令和2年7月22日(水)に実施予定

時間及び場所は参加者に後日連絡する

(2) 実施方法：参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に担当部局まで申し出ること。ただし、パソコンは持参すること。

9 審査

(1) 審査は、別に定める審査項目にしたがって審査を行い、企画内容が優れ、かつ最も有利な提案をしたものを選定する。

ア 審査項目：別表「評価基準」のとおり

イ 結果通知：審査結果は、文書によりすべての提案者に通知する。

(2) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。なお、最低基準点は、評点総計の6割とする。

10 業務の委託契約

審査会により選定された最優秀提案をした者と随意契約の方法により契約を締結するものとする。

11 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 企画提案書の提出後に、本実施要領「 3 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合。

12 その他留意事項

- (1) 委託業務の内容については、最終的に県と受託業者が協議を行い、決定する。
- (2) 最優秀提案をした者が、参加要件を満たしていない場合は契約締結できない。この場合、次順位の者と契約を協議する。
- (3) 企画書等の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、参加者の負担とする。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

13 問合せ先

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 介護指導担当 野方

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

電話：0952-25-7105 FAX：0952-25-7265

E-mail：tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp

別表「評価基準」

項 目		基 準	得点配分	
1．広報内容の評価			80点	
企画内容に対する評価	訴求内容との整合性	訴求ポイントを的確、適切に表現しているか (チェックポイント) ・ 広報の内容(広報媒体の種類、広報の時期及び回数)が対象者に向けたものとして効果的なものとなっているか ・ 伝える情報が明確であるか ・ 対象者に向けたわかりやすい表現となっているか	15	40
	企画内容の創造性	構成・ビジュアル・キャッチコピー等、広報の受け手の興味を引くことができるか (チェックポイント) ・ 内容の構成は興味を引くものであるか ・ ビジュアル(見た感じ)が興味を引くものであるか ・ キャッチコピーなどは興味を引くものであるか	25	
総合的な評価	広報展開案の妥当性	訴求内容について対象者に理解されるために必要十分な展開案であるか (チェックポイント) ・ 伝える情報が対象者に理解されると思われるか ・ また、そのための工夫がなされているか	20	40
	統一性・調和	ビジュアル・ロゴマーク・キャッチコピー使用等、他の関係要素と統一性や調和があるか (チェックポイント) ・ デザイン(文字や色使い等)に統一感・調和があるか ・ 各々の広報の統一感・調和があるか	5	
	その他	その他、特に評価に値する点があるか (チェックポイント) ・ これまでに行っていない手法で広報を行う等、企画書で斬新な工夫など特筆すべき点があるか	15	
2．実施体制等の評価			20点	
広報効果測定	広報効果への視点	当該広報物に係る内容は、広報効果の獲得に関する視点を踏まえているか (チェックポイント) ・ 効果的な使用法の提案等広報効果の視点があるか など	4	7
	広報効果の測定	当該広報物がもたらす広報効果について、測定できる配慮があるか (チェックポイント) ・ 広報効果を把握するための提案があるか など	3	
広報実施主体	実施主体の適格性	事業者の社内スタッフ機構図から、本業務が遂行可能な人員の確保がなされるとともに効果的な人員体制であると認められるか (チェックポイント) ・ 人員の確保や体制は十分と思われるか など	5	8
	広報・広告の実績	過去3年間に、佐賀県関係機関や民間企業の広報実績があるか	3	
経費	経費の妥当性	媒体ごとの内訳の見積額は妥当か (チェックポイント) ・ 内訳の額が不自然ではないか、安価であるか など	5	5
総 計			100点	